

危険物施設の定期点検に係る 検討方針について

消防法における危険物施設の点検・維持管理

(消防法における製造所等の維持管理)

第12条第1項 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

(消防法における製造所等の定期点検等)

第14条の3の2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

目 的 : 定期的に点検をして、製造所等の技術上の基準を維持する

点検時期 : 原則、1年に1回以上

保存期間 : 原則、3年

点検事項 : 製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準
(法第10条第4項)に適合しているか

点検実施者: 危険物取扱者又は危険物施設保安員
(危険物取扱者の立会いがあれば、危険物取扱者以外の者でも点検可)

記載事項 : 製造所等の名称、点検方法とその結果、点検年月日、点検者

定期点検の対象施設(危政令第8条の5)

対象となる製造所等	貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量等
製造所	指定数量の倍数が10以上又は地下タンクを有するもの
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100以上
地下タンク貯蔵所	すべて
移動タンク貯蔵所	すべて
給油取扱所	地下タンクを有するもの
移送取扱所	すべて
一般取扱所	指定数量の倍数が10以上又は地下タンクを有するもの

(備考) 次の製造所等は除く。

- 鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等
- 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等
- 移送取扱所のうち、配管の延長が15kmを超えるもの及び配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上で、かつ、配管の延長が7km以上15km以下のもの
- 指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40度以上の第四類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所(地下タンクを有するものを除く。)

定期点検に関する指導指針

- 消防法第14条の3の2に基づく定期点検の方法等に関しては、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(平成3年5月29日付け消防危第48号)により示されている。

主な点検項目(給油取扱所の例)

点検項目	点検方法
空地等	目視
防火堀	目視
建築物等(防火戸等)	目視
専用タンク・廃油タンク等	目視 ※注入口は接地抵抗計により接地抵抗値を確認 ※タンク本体の漏えいの有無の確認(漏れの点検)は、具体的指針あり
簡易タンク	目視
固定給油設備・固定注油設備	目視 静電気除去装置は接地抵抗計により接地抵抗値を確認 ホースリール・緊急移送停止装置の作動確認
配管・バルブ等	目視 電気防食設備は電位計により防食電位を確認
ポンプ室・油庫・整備室等	目視 換気・排出設備の作動確認
電気設備	目視・作動確認
附随設備	目視
標識・掲示板	目視
消火設備・警報設備・避難設備	目視・作動確認



主に「目視」による点検

(参考)一般の建物用途に設置する消防用設備等の設置・維持等

(消防法における消防用設備等の設置維持等)

第17条第1項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途
防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に
供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について
消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める
技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

(消防法における消防用設備等の点検及び報告)

第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く)の関係者は、当該防火
対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物に
あっては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところに
より、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を
受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら
点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

目 的 : 定期的に点検をして、消防用設備等の機能を維持する

点検時期等: 機器点検(外観や簡易な機能の操作等) 6月に1回
総合点検(全部又は一部を作動、使用) 1年に1回

報告義務 : 特定防火対象物 1年に1回 } 関係者(所有者・管理者・占有者)が
非特定防火対象物 3年に1回 } 消防長又は消防署長へ報告

点検実施者: 政令で定めるもの 消防設備士又は総務省令で定める資格を有する者
その他のもの 関係者

(参考)消防用設備等の点検要領

- 「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日付け消防予第172号)により詳細な点検方法が示されている。

消火器具の例 機器点検(留意事項は※で示す)(一部のみ)

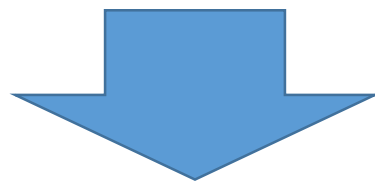
点検項目		点検方法	判定方法
設置状況	設置場所	目視又は簡易な測定により確認	ア 通行又は避難に支障がないこと。 イ 使用に際し、容易に持ち出すことができること。 ウ 床面からの高さが1.5m以下の箇所に設けられていること。 エ 消火器に表示された使用温度範囲内である箇所に設置されていること。なお、使用温度範囲外の箇所に設置されているものは、保温等適当な措置が講じられていること。
外形	本体容器	目視	消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ※(ア) 腐食のあるものは耐圧性能に関する点検を行うこと。 (イ) 溶接部の損傷しているもの又は著しい変形のあるもので機能上支障のおそれのあるもの、著しく腐食しているもの及び錆がはく離するようなものは廃棄すること。

消防用設備等の点検要領には、種類ごとに判定方法が詳細に示されている。

危険物施設における定期点検の検討課題

課題

- 「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(平成3年5月29日付け消防危第48号)の各点検項目は、主に「目視」により点検することになっており、判定方法など、その詳細については示されていない。(消防用設備等の点検要領には、詳細な判定方法が示されている。)
- 平成29年度検討会における調査結果から、定期点検義務がある危険物施設からも、火災事故や流出事故が多く発生している。



危険物施設の点検方法を見直し、より詳細にすることで点検の精度があがり、事故防止につながる。

平成30年度 検討方針

検討方針

- 定期点検を効果的に行うことができるよう、実際に危険物施設の維持管理を行っている事業者のノウハウ等を調査し、危険物施設が長期間使用されることを前提に、危険物施設における事故が多い箇所について、点検方法を見直すとともに、点検した結果の判定方法を検討する。

調査内容

- 危険物施設に係る法令以外の法令に基づき実施されている点検方法
- 定期点検等、危険物施設の維持管理業務を行っている業者において実施している点検方法
- 危険物施設事業者における設備・機器等の更新の考え方
- 関係団体等で作成している危険物施設の維持管理に関する規格や報告書
- 米国及び英国における危険物施設の点検制度 等



⇒48号通知の各点検項目及び点検方法を基本に、危険物施設における事故が多い箇所に対する効果的な点検方法案等の作成及び各点検方法の判定方法案の作成

平成30年度 検討スケジュール

開催回	開催時期	検討事項
平成30年度 第1回	平成30年 6月29日	・検討方針及び調査内容について提案 ※第4回検討会后、ただちに調査業務の入札手続きを開始
平成30年度 第2回	平成30年12月 ～ 平成31年1月頃	・各調査の結果報告 ・点検方法等の見直すべき項目を整理
平成30年度 第3回	平成31年2月 ～ 3月頃	・定期点検の点検要領案の提示